

Ⅱ 地域福祉を取りまく状況

【人口減少・少子高齢化の進展、地域の支え合いの力の低下】

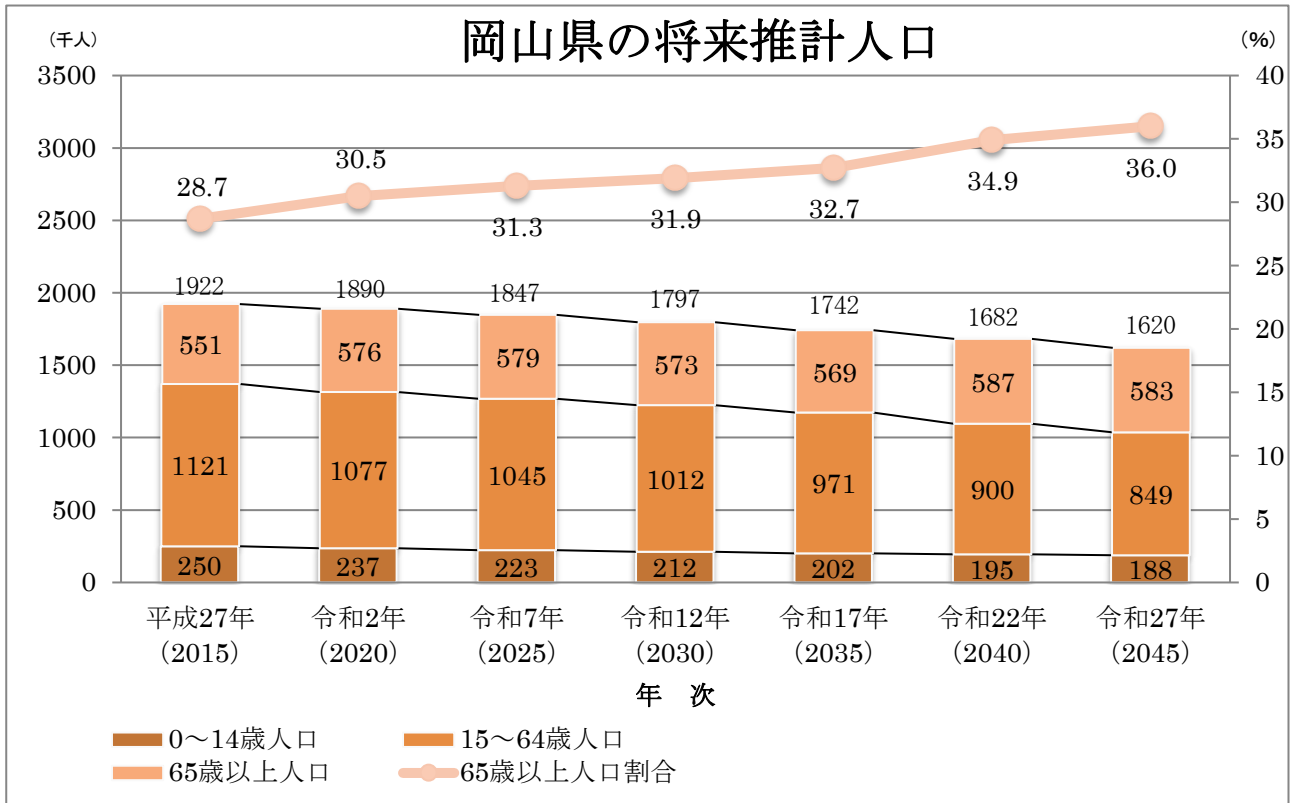
我が国の高齢化は世界に例を見ない速度で進行し、世界のどの国もこれまで経験したことのない高齢社会を迎えるとともに、人口の継続的な減少が続く人口減少社会に突入しています。

本県も同様の傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）によると、2015年に1,922千人であった県内人口は、2045年には1,620千人程度まで減少すると予測されています。65歳以上の高齢者人口は、増加傾向にあり、2045年には583千人となり、総人口の36%に達すると見込まれています。

一方、社会経済構造の変化は、都市部への人口流出、非正規等の雇用環境の変化等をもたらし、あらゆる世代における貧困、格差等だけでなく、既存の制度だけでは対応が難しい「社会的孤立」など、「制度の狭間」としての問題、縦割りの制度では対応が困難な「複合的問題」を顕在化させてきています。また、価値観の複雑・多様化等を背景に、核家族化、共働き家庭及びひとり親家庭の増加等、家族形態の多様化が進み、家族意識に対する変化も求められています。同時に、地域の支え合いの力も、ライフスタイルの変化、地域活動の担い手不足などを背景に、低下せざるを得ない状況が生じています。

特に、中山間地域では、過疎化や高齢化が進行した結果、集落の自治などの社会的共同生活そのものが維持できなくなる小規模高齢化集落が増えてきており、地域そのものの持続可能性が大きな課題として表出してきました。

このような状況の変化の中であって、それぞれの家庭や地域で、誰もがその人らしく安全・安心に暮らせるようにするためには、人と人との絆の回復や地域社会の持つ支え合いの力を再構築する視点だけでは不十分であり、これからの時代に適した新たなつながりのあり方を創造し、つくり上げていく取組を活性化させることを前提に、地域共生社会の実現を目指すことが求められています。



(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年推計))

岡山県の高齢者（65歳以上）の市町村別状況（H30.10.1現在）

市町村	区分	高齢者数	総人口	高齢化率(%)	順位
岡山市		183,642	721,329	25.9	27
玉野市		22,035	58,410	37.9	13
備前市		12,907	33,422	38.7	10
瀬戸内市		12,365	36,136	34.4	19
赤磐市		14,166	42,756	33.2	20
和気町		5,663	13,867	40.8	6
吉備中央町		4,629	11,227	41.2	3
備前県民局計		255,407	917,147	28.2	
倉敷市		127,900	476,073	28.0	25
笠岡市		17,572	47,970	36.8	14
井原市		14,402	39,819	36.2	16
総社市		19,084	67,920	28.3	24
高梁市		12,114	30,411	40.3	8
新見市		11,824	28,916	41.1	4
浅口市		12,053	33,356	36.2	15
早島町		3,451	12,359	28.0	26
里庄町		3,377	10,985	30.8	22
矢掛町		5,221	13,663	38.2	12
備中県民局計		226,998	761,472	30.7	
津山市		30,512	101,286	30.3	23
真庭市		17,145	43,990	39.0	9
美作市		10,858	26,522	41.0	5
新庄村		354	841	42.1	2
鏡野町		4,716	12,245	38.5	11
勝央町		3,391	10,945	31.0	21
奈義町		1,952	5,605	34.9	18
西粟倉村		505	1,426	35.4	17
久米南町		2,065	4,665	44.3	1
美咲町		5,529	13,595	40.7	7
美作県民局計		77,027	221,120	35.0	
県計		559,432	1,899,739	30.0	
全国		3,558万人	12,644万人	28.1	

(注1)市町村の数値は岡山県毎月流動人口調査による

(注2)全国の数値は総務省人口推計月報（概算値）による

(注3)高齢化率は、総人口から年齢不詳人口を除いた数値を基に算出しているため、総人口に占める高齢者数の割合とは一致しない

(出典：岡山県保健福祉部長寿社会課資料)

【ボランティア・NPO活動の多様化】

東日本大震災や平成 30 年 7 月豪雨など近年多発する大規模災害の経験を踏まえ、ボランティア・NPOが行う地域での福祉活動に対して社会的な認識が高まっています。

また、高齢者、障害のある人等のこれまでサービスの受け手として考えられていた人たちが、ボランティア・NPO活動に主体的に取り組む姿が見られ、社会貢献を通じた社会参加、さらには、新たな働く場として位置付けていこうとする意識も高まっています。

こうした住民の社会参加の動きの中核として、今後一層大きな役割を担うことが期待されるボランティア団体やNPO、社会福祉協議会等の民間団体と行政が、緊密なパートナーシップのもと地域福祉を推進していくことが求められています。

【社会保障制度の改革】

介護保険制度は、平成 18 年に大幅な改正が行われ、予防重視型システムへの転換、地域を中心とした新たなサービス体系としての地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設等、地域包括ケアシステムの実現に向けてその一歩を踏み出し、平成 24 年に行われた「介護保険法」の改正と介護報酬改定によって、更にその中身の充実が図られています。

一方、保健・医療の分野でも、医療から介護への円滑な移行促進が図られるよう、在宅医療・介護の充実やケアマネジメント機能の強化による地域包括ケアシステムの構築等を柱とした医療制度改革が進められています。

また、介護保険制度が定着し、サービス利用の大幅な伸びに伴い、介護費用が急速に増大している状況等を踏まえ、平成 29 年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。この法律は、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を柱としています。

障害者福祉サービスについては、平成 24 年 6 月に、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」にかわり「障害者総合支援法」が制定されました。制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、障害者手帳の所持の有無に関わらず、難病患者も障害福祉サービスの対象としました。

発達障害については、平成 16 年 12 月制定の「発達障害者支援法」について、近年の共生社会の実現に向けた新たな取組等を踏まえ、発達障害児者の支援をより一層充実させるため、平成 28 年に一部改正され、同年 8 月に施行されました。

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けては、平成 24 年 3 月の少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」、「子ども・子育て新システム法案骨子」が定められ、これに基づき、平成 24 年 8 月、「子ども・子育て支援法」等が成立し、平成 27 年 4 月から施行され、認定こども園の改善や地域の子ども・子育て支援が総合的

に推進されています。

このように分野ごとの制度の内容が変化する中で、個別制度の適用要件に該当しない「制度の狭間の問題」や「8050問題」など課題が複合化しているケースが表面化している状況に対処するため、厚生労働省は、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で示しました。

さらに、平成28年7月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置して、「地域共生社会」の具体化に向けた改革を進めていく中で、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」によって改正された社会福祉法では、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民及び世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されました。また、この理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が明記されるとともに、地域福祉（支援）計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。